

# 会 議 録

## 1 会議名

平成26年度 第13回頸城区地域協議会

## 2 議題（公開）

報告

報告事項

○諮問案件第78号から第81号答申後の方針決定について

○地域を元気にするために必要な提案事業の事業提案に対する回答について

○平成27年度上越市予算（案）の概要について

○施設使用料（照明設備使用料の単位）の変更について

○事務事業の総点検の結果について

○公の施設の再配置計画について

○平成27年度地域活動支援事業の概要（案）等について

その他

## 3 開催日時

平成27年2月26日（木）午後6時から午後6時49分まで

## 4 開催場所

ユートピアくびき希望館 第2会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

なし

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 井部洵子、井部辰男、今井一郎、上村闡一、小田武彦、笠原昇治、春日賢正、佐野喜治、関川正平、高木とき子、高橋勇、西條春一、芳賀芳明、橋本博太、樋口美登里、水澤伊一、横山一雄（委員18人中17人出席）
- ・事務局： 布施所長、関次長、牛木市民生活・福祉グループ長、篠原教育・文化グループ長、総務・地域振興グループ藤澤班長、小池主任  
（以下グループ長はG長と表記）

## 8 発言の内容

### 【関次長】

皆さんお疲れ様です。時間になりましたので、只今から平成26年度第13回頸城区地域協議会を開催します。最初に会長からご挨拶をいただきます。

### 【井部会長】

2月も終わりだというのに、また荒れた天気になってまいりました。皆さんには、大変お疲れのところご参集いただきましてありがとうございます。2月23日に市の予算案が発表になりました。頸城区地域協議会がこれまで取り組んでまいりました「地域を元気にするために必要な提案事業」これについて予算では、288万8千円が盛り込まれております。市で初めて「地域を元気にする事業」が予算化されたわけであり、この予算に基づいて具体的な取り組みを進めていくことになろうかと思っております。今日は、そうしたものも含めまして、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 【関次長】

本日は、1番 磯貝委員から欠席の届出がございましたが、半数以上の出席がありますので、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により会議が成立していることを報告いたします。本日の会議録の確認は、16番 樋口委員と17番 水澤委員になりますのでお願ひいたします。

それでは、地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により、会長から議長を務めていただくのでよろしくお願ひします。

### 【井部会長】

それでは、これより報告事項に入ります。

諮問案件第78号から第81号の答申後の方針決定について説明してください。

### 【藤澤班長】

皆様お疲れ様です。それでは、諮問案件第78号から第81号答申後の方針決定についてということで、説明させていただきます。

— 資料1により説明 —

### 【井部会長】

今説明がございました。前回の地域協議会で答申をしてきたものに対する市の対応が報告としてありました。これについては、報告事項でありますのでご質問は無いと思ひますが、よろしいですか。(はい、の声あり) ありがとうございます。

引き続いて、地域を元気にするために必要な提案事業の事業提案に対する回答について説明してください。

**【藤澤班長】**

— 資料2により説明 —

**【井部会長】**

今説明がありましたように、事業提案に対する回答でありますので、以上で終わりたいと思います。

引き続いて、平成27年度上越市予算（案）の概要について説明してください。

**【関次長】**

— 資料3、4により説明 —

**【井部会長】**

今説明がありましたように、市全体の予算の概要と頸城区の事業内容の案をそれぞれお示しいただきました。ご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょう。

次回の地域協議会で論議をしたいと思いますので、今日は発表になった概要でありますので、以上で終わりたいと思います。

引き続いて、施設使用料（照明設備使用料の単位）の変更について、事務事業の総点検の結果について、公の施設の再配置計画について一括説明してください。

**【関次長】**

それでは、説明させていただきます。まず、施設使用料（証明設備使用料の単位）の変更についてでございますが、資料はありませんのでお願いいたします。野球場とサッカー場のナイター照明の件でございますが、照明などの時間の統一についてご説明させていただきます。ナイター照明などの照明設備の使用につきましては、施設そのものの使用料は、条例で1時間単位で設定しているにも関わらず、照明設備使用料の時間単位が30分単位になっているものが市全体で多くあります。今回の条例改正に合わせて、全市的に1時間単位に改めて時間の統一を図ることといたしました。頸城区では、ユートピアくびきのくびき球場、テニスコート及びふれあいグラウンドの3つの施設でございますが、こちらの照明設備が該当しております。具体的に申し上げますと、くびき球場ですと照明設備使用料は現行では30分につき1,500円となっております。これを1時間につき3,000円に時間単位を変更するものであり

まして、照明設備使用料を変更するものではございません。ご理解をお願いしたいと思っております。以上、照明設備使用料の時間単位の関係につきましては説明を終わります。

続きまして、事務事業の総点検の結果について説明させていただきます。お手元に事務事業の総点検の結果の資料があると思いますが、これが同じく予算発表になった時に公表されました。それを受けましてどうしてもお伝えしておかなければいけない事項にだけ絞りまして、説明させていただきたいと思っております。総点検の関係については3つの施設、再配置関係については1つの施設だけお話をさせていただきたいと思っております。

総点検の関係の1つ目は、坂口記念館の維持管理の関係でございます。資料の24ページをご覧ください。上から7番目、文化振興課施設の維持管理（坂口記念館）というところをご覧ください。表の右側を見ていただければと思っておりますが、坂口記念館の入館者が例年冬期間に少ない実態を踏まえまして、冬期間の休館日を増やし、平成27年度から試行し、その結果を踏まえて平成28年度からの本実施を検討すること。合わせて入館者増に向けた取り組みを進めると共に、利用実態に見合った維持管理への見直しを検討する。という評価が示されました。

このため、施設管理をしていただいております、くびき来夢ネットの皆さんと検討を重ねてきました。その結果としまして、平成27年度の12月中旬から2月中旬の2か月間につきまして、土曜・日曜・祝日は開館します。平日は休館するという試行をやってみようということでまとまりました。

なお、月曜日を除く平日は閉館になるわけですが、仮に予約があった場合は、開館することにしたいと思っております。入館者を増やしていく取り組みについては、来夢ネットの皆さんと連携しながら、「新酒まつり」などのイベントを企画して利用増を図っていきたいと考えております。取り組みといたしましては、くびき来夢ネットの皆さんが中心となりまして「子ども煎茶教室」、そして昨年同様2月17日から3月3日までの期間「ひなまつり」を開催して集客を図っています。大勢の方が見えております。また3月7日には「新酒まつり」をやってみようということで、来夢ネットさんのほうで計画されております。地域協議会の皆さんもご都合が付けば、参加していただければありがたいと思っております。

次に、大池いこいの森ビジターセンターの管理運営について、でございます。総点検の資料38ページの上から5番目をご覧ください。こちらは冬期間の利用が少ない

ことから、平成27年度から冬期休館を検討することが示されております。

このため、指定管理者と検討を重ねてきた結果、平成27年度の12月中旬から2月末までの期間について、土日祝日及び予約がある日のみを開館することといたしました。

次に、ユートピアくびきの職員体制の見直しについて、でございます。50ページをご覧ください。上から9番目です。生涯学習推進課ユートピアくびき管理運営費のところでございますが、総点検の最終評価が平成26年度内に施設管理に係る職員体制の見直しを行うと示されました。現在希望館の教育・文化グループの正規職員8人で事務を行っております。4月1日からの職員体制につきましては、ユートピアくびきの管理運営部門は希望館に残し、それ以外の学校教育、公民館等の事務を行っている教育・文化部門を総合事務所1階の市民生活・福祉グループのフロアに移動したいと考えております。

また、ユートピアくびきの管理の効率化を図っていくために、正規職員の一部を非常勤職員に代えて、非常勤職員を増員し、管理体制の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。今回の管理体制の見直しによりまして、希望館が休みの日の月曜日ですが、今後は総合事務所内の教育・文化グループの班での受付が可能になりますので、市民サービスの向上が図られるかと思っております。総点検の関係については、以上3つの施設でございます。

施設の再配置の関係につきましては1施設ですが、公の施設の再配置計画をご覧ください。公民館の明治東分館の関係でございます。129ページの51番です。現在、町内会館を借り上げて運営しております。次に142ページをご覧ください。どこの公民館とは書いてないのですが、コミュニティ拠点施設に該当する施設の内、おもに町内会館として利用されている施設、公民館としての利用実態のない施設について公の施設としては廃止するというので、明治東分館につきましては、利用実態はあります。ただ、町内会館として利用されている施設でもございますので、27年度から関係町内会等々協議を行いまして、28年度から条例上で規定されている公民館明治東分館を廃止していきたいと考えております。条例上廃止されたとしても公民館活動で利用する際には、これまでと同様に市で借り上げて利用していくことにしたいと考えております。以上でございます。

【井部会長】

ご説明がございました。膨大な資料が皆さんのお手元にいつているのですが、説明があったように頸城区に該当する事項について、事務事業の総点検では3件、公の施設の再配置計画については、公民館明治東分館の条例を廃止するという事で、頸城では合わせて4件ということになります。

それから、施設使用料の照明については全市的に30分を1時間にするという事になります。使用料は、1時間単位で照明は30分単位というのが今の在り方らしいです。ご質問を受けたいと思います。

**【上村委員】**

確認も含めてです。前段で説明のあった坂口記念館とビジターセンターの関係ですがけれども、基本的には12月から2月までは休館とし、予約とあるわけですが、予約について、人数の制限を持つのか、そのへんはどういう解釈をすればいいでしょうか。人数とか団体で予約する時の条件、個人でも全て呑み込むのか、団体だけ呑み込むのか、そういう分別で教えてください。

**【関次長】**

例えば、坂口記念館を見学したいというお一人の場合は、出来れば土日に見学してほしいというお願いをする形になると思います。細かい基準は、まだ作っておりませんが、町内会や色んな団体の皆さんで使いたいということであれば、予約があるわけですから、是非使っていただきたいという考えでおります。

**【井部会長】**

予約の希望があれば、受け入れるということですね。

**【関次長】**

希望があれば、一応受ける方向でいます。

**【今井委員】**

今色々聞きましたが、いずれにしても職員数は削減されるのだろうというふうに思うのですが、特にこの希望館の中の学校関係が総合事務所に移ることになりますと、誰も居なくなると言う失礼かもしれませんが、かなり削減されますよね。そういうものをどういうふうに考えているのか。当然、総合事務所においても4月1日からの人事異動があるのだろうと思っています。合併して10年経って11年目に入っていくわけですがけれども、どうなるのか将来先が見えないというか、その辺りをどういうふうに考えるのか聞かせてください。

**【布施所長】**

おっしゃる通り人員の削減ということになりますと、正規職員は確かに削減になります。ただし、希望館の施設管理の部分については、今までは公民館職員、学校教育職員、社会教育職員、これも本来の仕事はあるのですけれども、施設管理をするためにローテーションを組んで一緒にやっているということがあります。土曜・日曜は出勤して月曜日は本来、学校教育の関係等、仕事があるのですが施設管理のローテーションに入るために月曜に休まざるをえなかったという弊害もあったわけです。

今回、学校教育、社会教育等の公民館活動は、月曜から金曜の平日に色々な場面で動いているのですが弊害がありますので、整理出来ないかということをして26年度検討してまいりました。その結果として、希望館の職員体制については、施設管理を特化してやりましょうと。ただし、職員は当然総合事務所へ行くわけですから、ローテーションを組むために臨時職員を増員するという事で、今募集を掛けています。新たに管理として3人、更に事務職として1人、合わせて4人入れて効率的に管理をするということになります。正規職員としては削減になりますが、全体として削減になるものではないということです。色々な方のご意見をお伺いしますと、実際に月曜日がストップしている状態でありますので、そこは今度改善されるのではないかと考えています。その面では、プラスの部分ですし色々な申請受付についても、土曜・日曜についても臨時職員になりますがしっかり受付対応させていただきますので、市として住民サービスについては、低下しないように万全を期すつもりでおります。以上です。

**【今井委員】**

今年4月から採用する臨時の教育ですね。B&G海洋センターについてですが、新たに採用した臨時職員の教育が全くなっていないのが実際です。希望館も臨時職員で行うということになれば、早くから教育しておかないと、絶対区民の皆さんの要望には応えられないと思うのです。その辺のところ「今募集を掛けています。」というのは、私はおかしいと思うのです。きちんと教育をしていただいて、利用される方に支障が無いようにしていただければよいのです。その辺りをお願いしておきます。

**【井部会長】**

残るのは、臨時職員だけではないのですよね。

**【布施所長】**

言葉が足りずに申し訳ありません。勿論、正職員も配置しますけれども臨時職員の

対応部分も出てくるということです。ご指摘の通り、異動の時期になりますと4月1日は正職員であっても初めての場合がありますので、教育がなっていないというお話が出ますので、職員全員共通の課題と考えています。しっかり引き継いで皆さんにご迷惑を掛けないように努めたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【小田委員】**

先程の総点検ですが、51ページです。これは公民館関係が全部書いてあるので、上から4番目に頸城区公民館事業とありまして、評価の内容で公民館事業共通という形で色んな見直しとか検討しますと書いてあるのですが、具体的にどんなことを検討する予定なのですか。

**【関次長】**

公民館関係については、昨年色々検討させていただくということでお話しさせていただきましたが、色々ご意見もいただいてもう一度今整理をするという状況になっております。総点検の最終評価の中で、社会教育の在り方についても、この様になりますというようなものはまだ出ておりません。社会教育の在り方や事業内容を見直しながら、地域協議会の皆さんとも協議をしながらやっていくべきものだと思っております。

それから、早期に受講料を見直し検討するということなのですが、その額について検証して見直していこうということでございます。今はまだはっきりとしたものは、中々言えないところでございます。

**【小田委員】**

関連ですけれども、上越タイムスの記事によれば市が生涯学習推進課を社会教育課に変えると。変えるというのは当然、趣旨があつて変えると思うのです。その趣旨をご説明いただきたいのです。

**【布施所長】**

社会教育は、以前は社会教育課ということでやっていたのですが、生涯に渡っての学習という視点が必要だろうということから生涯学習推進課に課名が変わり、今までやってきたというところです。公民館活動ですとか色々な社会教育の講座を実施していますが、総点検の文言にありますけれども、本来社会教育はどうあるべきか。そこに照らして事業内容は当然精査されるべきで、単純に〇〇講座、〇〇教室をやったらいいいということではなくて、やはり真に社会教育として効果のある事業をやっていく



べきだろうというのが、先ほどの総点検の内容です。社会教育というものをしっかり考えていくという観点から社会教育課という名称を今回、冠したというように聞いております。先ほどの受講料の見直しのところを付け加えますと、適正な受益者負担の在り方を考えていくのだという意味でございます。以上です。

**【関次長】**

今回の資料の中で、頸城区の関係の中でどうしてもこれだけはお伝えしておきたいことだけをお話をさせていただきましたが、内容をよくご覧になっていただきますと細かいところもありますので、引き続き意見交換をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【布施所長】**

今回、23日に各種計画等が発表されたわけですので、皆さんにお繋ぎするというのを第一に考えております。具体的に、明治東分館の話になりますと条例廃止ということになりますので、おそらく次の機会にご説明なり諮問という話になるかと思っております。

**【井部会長】**

続きまして、平成27年度地域活動支援事業の概要（案）等についてです。説明してください。

**【藤澤班長】**

— 資料5、6により説明 —

**【井部会長】**

お聞きのように、市の支援事業の概要案が出まして1億8千万円の配分額、頸城区においては前年同様710万円ということで提示がありました。提案をされる事業について減額もあり得る条項を入れてほしいということで、説明のように一項をこの中に入れたらどうかということで、2ページ目の真ん中に入れさせてもらったということです。ご質問を受けたいと思います。

これは、論議をいただきましたからご異論ございませんか。（はい、の声あり）無いようでありますので、このように今年度の地域活動支援事業について進めてまいりたいと思います。

皆さんのほうで何かありますか。無いようでありますので、その他に入ります。

**【関次長】**

それでは、次回の地域協議会の日程でございますが、3月26日（木）を予定しております。よろしくお願いいたします。

**【井部会長】**

3月26日、3月議会最終日ですが、いかがでしょうか。（はい、の声）そのように進めさせていただきます。

以上で、第13回頸城区地域協議会を終了といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後6時49分閉会

9 問合せ先

頸城区総合事務所 総務・地域振興グループ      TEL025-530-2311（内線212）

E-mail : [kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp](mailto:kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。